

平成18年度における労働者派遣事業所の動向と指導監督等の状況

～引き続き大幅増加を続ける労働者派遣事業所、求められるコンプライアンス～

1 労働者派遣事業所の動向

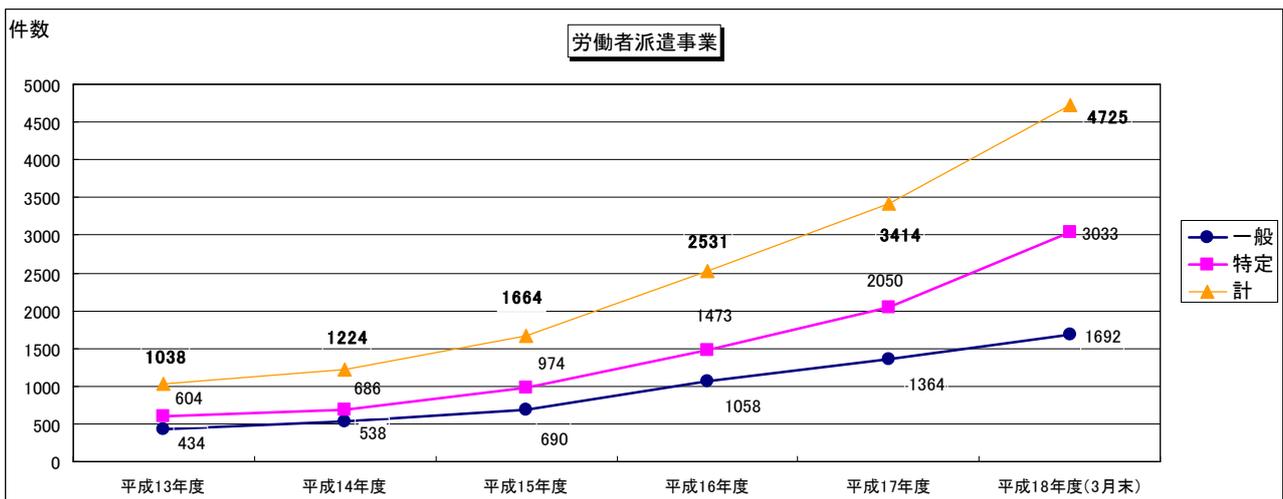
愛知労働局管内の平成18年度末現在の許可・届出の労働者派遣事業所数は、対前年度比38.4%増の4,725（一般労働者派遣事業所1,692、特定労働者派遣事業3,033）で、平成16年3月の「改正労働者派遣法」施行以来の大幅な増加が続いており、平成15年度末と比べ約3倍に近い事業所数となっている。

特に、物の製造業務への派遣の届出事業所数の増加が顕著で、全体に占める物の製造業務への派遣の届出事業所数の割合は31.1%で、前年度（25.8%）より上昇した。

・ 愛知労働局における労働者派遣事業所の許可・届出事業所数の推移 《表1》

	平成13年度		平成14年度		平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度（3月末）		
	事業所件数	新規可・届出	事業所件数	新規可・届出	事業所件数（製造）	新規可・届出										
一般	434	117	538	126	690	(19)	184	1058	(282)	262	1364	(462)	181	1692	(659)	272
特定	604	94	686	110	974	(39)	310	1473	(222)	510	2050	(419)	590	3033	(810)	1004
計	1038	211	1224	236	1664	(58)	494	2531	(504)	772	3414	(881)	771	4725	(1469)	1276

（ ）内は、製造業務の労働者派遣を行う事業所の件数（内数）である。



2 事業所に対する指導監督の状況

(1) 個別指導監督

平成18年度に愛知労働局が実施した労働者派遣事業関係（請負事業を含む）の個別事業所

に対する指導監督件数は、前年度と比べ52.8%増の671件（事業所）であった。

内訳は派遣元事業主303、派遣先54、請負事業主228、発注者86であり、特に請負事業関係について集中的な指導監督を実施した。

このうち労働者からの申し出に基づくものは、前年度比93.4%増の147件（派遣元事業主47、派遣先18、請負事業主54、発注者28）であった。

指導・監督の結果、460事業所に対して是正指導を実施し、当該事業所より文書による是正結果報告が提出された。

是正指導を行った事業所の割合（法違反率）は68.6%で、前年度（60.8%）より上昇した。

派遣元の主な是正指導事項は、「派遣契約に関する不備」（29.0%）、「就労条件等の明示に関する不備」（21.9%）、「派遣元管理台帳に関する不備」（18.8%）などであり、派遣先では「派遣契約に関する不備」（55.4%）、「派遣先管理台帳に関する不備」（35.6%）などであった。

請負事業関係では、指導・監督を実施した請負事業主228件のうち210事業所に「請負契約による労働者派遣」が見られたことにより是正指導を行った。

また、「労働者供給事業」（職業安定法第44条関係）に該当するものが67事業所あった。

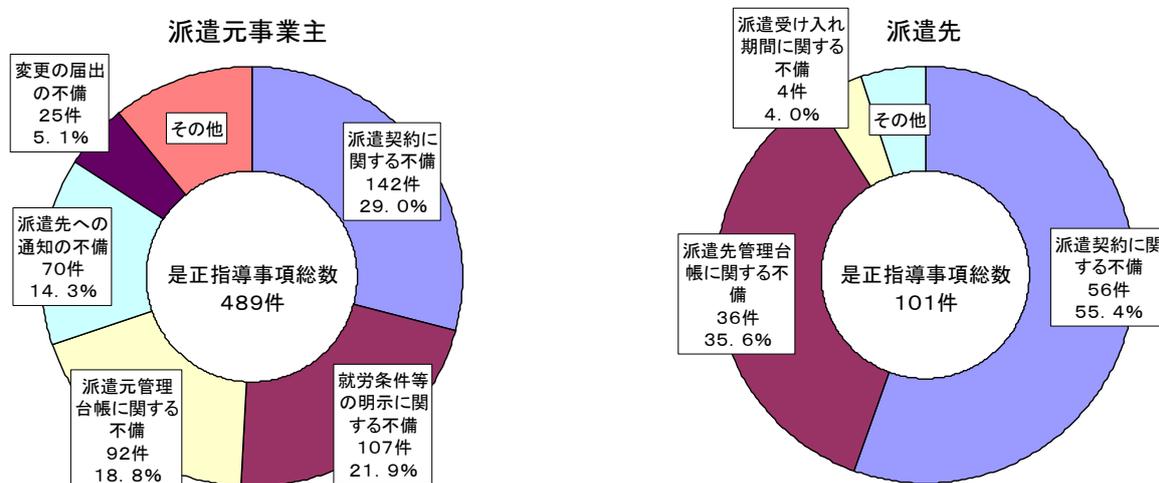
発注者においても、86件中74事業所に「請負契約による労働者派遣」が見られ、「労働者供給事業」（職業安定法第44条関係）に該当するものも8事業所あった。

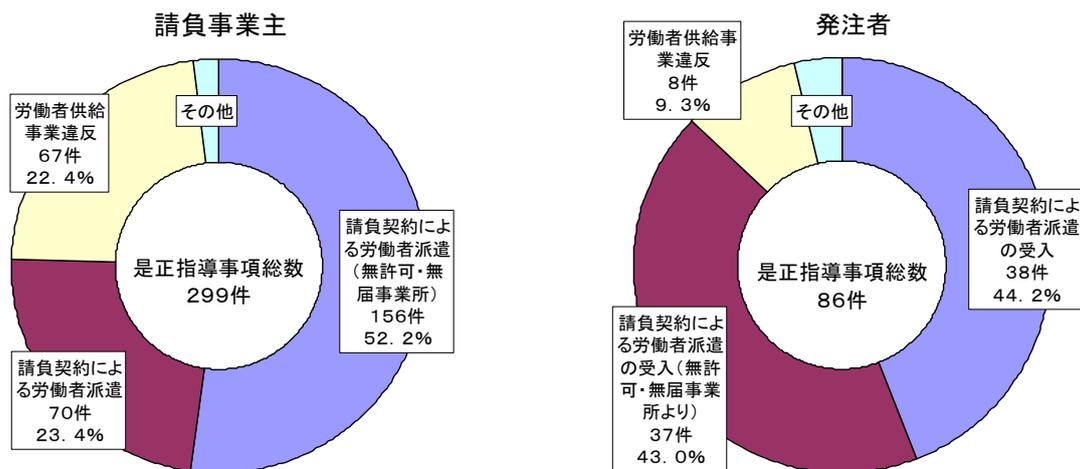
・ 実施件数及び是正指導状況 《表2》

	労働者派遣事業			請負事業			合計
	派遣元事業主	派遣先	小計	請負事業主	発注者	小計	
① 実施事業所数	303(47)	54(18)	357(65)	228(54)	86(28)	314(82)	671(147)
② ①のうち是正指導を行った事業所数	128(40)	48(14)	176(54)	210(47)	74(21)	284(68)	460(122)
③ 是正指導率(②÷①)×100	42.2%(85.1%)	88.9%(77.8%)	49.3%(83.1%)	92.1%(87.0%)	86.0%(75.0%)	90.4%(82.9%)	68.6%(83.0%)

() 内は、労働者の申し出により実施した個別指導監督（内数）である。

・ 是正指導（法違反）の内容 《図1》





(2) 集団指導

18年度中に行った研修等、集団指導の実施件数の合計は163回で、受講者数は11,559名にのぼった。回数及び受講者数ともに前年度の実績（実施回数113回、受講者数7,375名）を大幅に上回る実施となった。

・ 集団指導の実施状況 《表3》

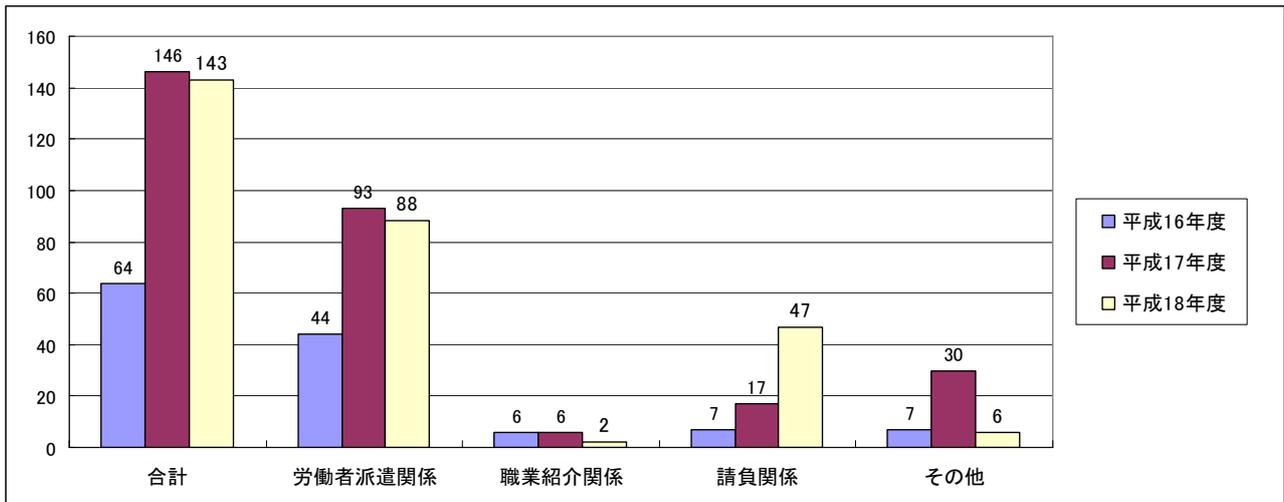
内 容	実施回数	受講者数
ア 需給調整事業課各種講習会	113回	1,776名
・一般労働者派遣事業主許可証交付講習会	(21回)	(274名)
・特定労働者派遣事業新規届出後講習会	(43回)	(751名)
・新規許可・届出事前講習会	(49回)	(751名)
イ 派遣元責任者講習会（講師派遣）	12回	4,247名
ウ その他（講師派遣）	33回	2,252名
エ 「請負・派遣適正化合同キャンペーン」研修会	5回	3,284名
計	163回	11,559名

3 労働者派遣事業等に関する苦情・相談状況

平成18年度中の苦情・相談件数は電話によるものも含めて143件で、前年度と比較してほぼ横ばいで、相談者別の割合は、労働者からが81.1%、事業主からが5.6%、その他からが13.3%であった。

相談内容は、「労働者派遣に関すること」（61.5%）と「請負に関すること」（32.9%）が大多数を占め、労働者派遣に関する主な相談内容は、「就労条件等の明示」、「苦情処理の対応」、「派遣期間中の途中解除」などであり、請負に関する相談内容では、殆どが偽装請負に関することであった。

・ 苦情・相談の状況 《図2》



4 平成19年度の指導監督方針

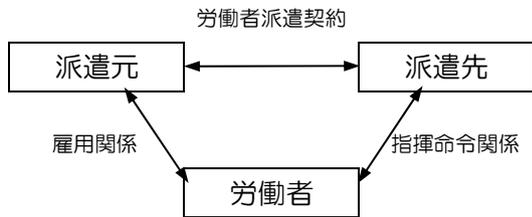
愛知労働局では、今年度から需給調整事業部を新設したところであり、労働者派遣事業の大幅な増加及び製造現場を中心に請負を偽装した労働者派遣が見られる実態がある中で、新たな組織体制のもとで、「労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者等の適正な就労条件の確保対策」を平成19年度行政運営方針の最重点対策のひとつとしているところである。

この方針をふまえ、本年度の個別指導監督については、「製造業等の請負事業主及び発注者」並びに、「製造業等の労働者派遣に係る派遣元事業主及び派遣先」を重点指導対象とし、「労働者派遣と製造請負との区分の明確化」、「派遣受入期間の適切な運用」等についての的確かつ厳正な実施に努めるとともに、需給調整事業部と労働基準行政とのより密接な連携を図るものとする。

また、集団指導については「派遣先・発注者」に重点を置くとともに、昨年から実施している東海4労働局「請負・派遣適正化合同キャンペーン」についても、本年度も10月～12月にかけて実施する予定である。

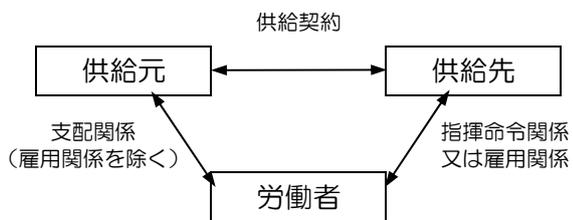
《解 説》

労働者派遣事業

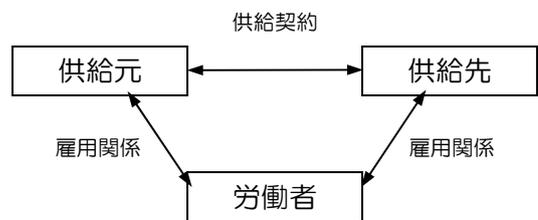


労働者供給事業

①



②



①のように供給元と労働者との間に雇用関係のないもの、及び②のように供給元と労働者との間に雇用関係のあるものであっても、供給先に労働者を雇用させることを約して行われるものについては、労働者供給事業として職業安定法第44条に基づき全面的に禁止されている。